理念と制度の断層

会計の国際的統一化をめぐって―

斉 藤 昭 雄

けの用意は整ってはいない。しかしながら、われわれがかねてから特に関心をもっているECの会計制度の統一 要があると感じている。われわれにはまだ、全体を通してその問題に対しフィロソフィカルに解答を展開するだ て、統一化ということがどういう意味を持つものであるか、われわれはそれを注意深く眺め、かつ考えてみる必 制度の国際化の動きは、会計の世界における大きな潮流となっている。そしてそれは、ほぼ〝統一化〟という方 化の動きの中に、その点に関して見逃しえないひとつの大きな素材が提供されていることを感じている。それ 向をたどっていると言えるように思う。しかしながら、自然科学的な計算構造とは異なる会計という世界におい わが国の土地の再評価問題に関する議論にまで、国際会計基準とのかかわりが取沙汰されるなど、今や、会計 ECの統一会計制度への、例の「真実・公正な概観」という基本理念の導入と、それに対する大陸諸国の対

は

るのは、今更という感じがしないでもない。しかし、以前よりフランス会計の理論と制度とを主たる研究対象と 関しても、いくつかの論文がものされている。したがって、われわれがこの時点でこの基本理念のことを採上げ この基本理念については、すでにわが国においても多くの人々によって注目され、それに対する各国の対応に

事柄の重大性に鑑みて、一度はわれわれなりに総括的に検討を加えてみる必要性があると感じていた。 われわれ自身、すでにフランスという一国のサイドから、部分的にこの問題に触れたことはあるし、

して来ているわれわれにとっては、イギリスにおいて成熟したこの基本理念の、大陸諸国への導入については、

えに今日を迎えてしまってみると、ややタイミングを失いつつあるようにも思える。しかしながら、改めてドイ ツの対応をも視野に入れてみると、そこにはいわば「理念と制度」と間の断層が明瞭に浮かびあがる結果、

制度上

8

の統一は、結局のところ精神文化的な面を含む統一までには進まないことを、しみじみと感じさせられている。 そういう側面を明らかにしてみると、会計の国際的統一化の流れが、われわれに、会計というもののもつ"文

そこでまず、EC第四号指令への「真実・公正な概観」の導入の経緯をフォローしてみたいと思う。 が、そのための準備として、とりあえず、われわれなりにもう一度事実をふり返って整理してみることにした。 化性』を改めて強く印象づけることになる。そのことを改めて確認してみたいと思ったことが、本稿をまとめる に至った動機である。 前述の通り、本稿では、全体的にフィロソフィカルに問題の解答を展開するには至らない

 $\widehat{\mathbb{1}}$ この部分は、 第4号指令の生成」を参考にして、改めて原典に拠りつつ、われわれなりに整理してみたものである. 黒田全紀著『EC会計制度調和化論』平成元年・有斐閣、 第5章「個別財務諸表に関するEC理事会

EEC委員会は、 EC諸国の会計制度の調和化を目指した作業が緒についたのは、古く一九六五年に遡る。すなわち、その年、 加盟各国の職業会計士の代表によってスタディ・グループ(Groupe d'Etudes Droit des Sociétés

des Experts Comptables de la C.E.E.)を作ることを要請し、EC第4号指令への遠い道のりの端緒が開かれた。そ して、西ドイツのエルメンドルフ(W. Elmendorf)を代表者とするこのグループの、各国の会計法規の調整のため

の提案が、一九六七年になされた。同グループは、加盟各国の法規及び実務が個別計算書類に関してどの程度統 一化できるかという観点から検討を重ね、「会計報告調整案」をまとめたのである。

スタディ・グループには加わっていない。そのうえここではまだ一般原則の提示という意識はなく、真実・公正 当時は周知の通りまだイギリスのECへの加盟は日程にのぼっておらず、したがってイギリスの会計士はこの

9

な概観に係わりをもつ文言は、その調整案の前文において次のように表現されている。(3)

sûre que possible-状態および損益に関する、 「各国の会計規則の統一化のための提案は、項目分類の規則と評価の規則の枠内で、 -筆者注)を第三者に与える、という基本思想によって支えられている。」 可能な限り確実な概観(einen möglichst sichern Einblick、仏訳では、 会社の財産状態 une image aussi 財政

のまま踏襲するかたちで提示されている。すなわち一九六五年株式法(Aktiengesetz 1965) 同グループの代表者がドイツ人であったことを如実に反映して、 本案は、 当時のドイツ株式法の表現をほぼそ の第149条は、 次のよう

理念と制度の断層

に規定している

正規の簿記の諸原則に従わなければならず、明瞭かつ整然と作成し、評価規則の枠内で、

会社の財産状態および損益に関して、可能な限り確実な概観を与えなければならない。」

なく、「一般条項」(Allgemeines)という見出しのもとに、その第2条で、次のような規定がなされている。(4) この調整案を承けて翌一九六八年にEC委員会が作成した「予備草案」でも、また「一般原則」という認識は

能な一体をなしている。 1. 年次貸借対照表ならびに損益計算書は、付属明細書とともに年次計算書類を構成し、それらは分離不

年次計算書類は、正規かつ信頼しうる会計の諸原則(Grundsätzen ordnungsmäßiger und zuverlässiger

で、会社の財産状態、財政状態および損益に関して、可能な限り確実な概観を与えなければならない。」 Rechnungslegung)に従わなければならない。 年次計算書類は、明瞭かつ整然と作成されなければならず、評価の規則および項目分類の規則の枠内

10

として作成された「委員会草案」の表現は、一段とドイツ的なものとなっている。すなわち、一般原則(第2条) 能な限り確実な概観を与えなければならない」ことをそのまま盛り込んでいる。この委員会予備草案をたたき台 ここでは、「正規かつ信頼しらる会計の諸原則」への準拠性を強く指示しつつ、先の「調整案」を承けて、「可

2. 年次計算書類は、正規の簿記の諸原則 (Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung) に従わなければなら の第2項および第3項は、次のようなものである。

3. 年次計算書類は、 明瞭かつ整然と作成されなければならない。それらは評価の規則および項目分類の

規則の枠内で、財産状態、財政状態および損益に関して、可能な限り確実な概観を与えなければならない。」

は出なかったようである。したがって一九七一年にまとめられたこの「委員会原案」は、外的な特別な要因が加は出なかったようである。したがって一九七一年にまとめられたこの「委員会原案」は、外的な特別な要因が加 無く、会計に対する基本的な考え方あるいは法規制の点においてそれ程差が無かったフランスからも、(?) なるほどここではドイツ的な概念がそのまま用いられてはいるが、当時まだ「一般原則」というアイディアが 特に異論

度確立の土台となるはずであった。しかるに一九七三年にイギリス(等)がECに新たに加わることになるに及 わらない限り、若干の表現上の修整はありうるとしても、大きな変更が加えられることなく、 ECの統

会の代表者の参加があったようで、同原案の付属明細書に関する第40条の英文訳では、早くも「真実・公正な概(゚タ゚) んで、この土台に大きな変更が加えられることになった。 イギリスの加盟を前提にして、すでに「委員会原案」作りの過程で、イングランド・ウェールズ勅許会計士協 「付属明細書は、 次のようになっている。 (10) 会社の資産・負債および損益について、可能な限り真実・公正な概観 (as true and fair a

11

view as possible)を与えるために、貸借対照表および損益計算書に対する注釈を含まなければならない。」

この段階では重大なこととは受止められていないのである。 で「真実・公正な概観」が採入れられたとは言えないし、 ただし、ドイツ語によるこの条文は、依然として「可能な限り確実な概観」であって、 付属明細書に関してのみ云々されているだけで、勿論 未だ加盟各国合意のうえ

この「委員会原案」に対する、 ECへのイギリスの加盟を目前に控えた時点での、会計士のスタディ・グルー

プによる意見書(一九七二年三月)では、「真実・公正な概観」が明確に謳われている。やや長い文章であるが、こ

れが転換点となるので、該当部分をそのまま引用してみたいと思う。

「第2条は、 保持される命令や規則としては、余り望ましいものではないように思われる。 特に、 財産状

の規則を考慮することと結びつけるのは満足しえないと思われる。なぜなら、 財政状態ならびに損益について、可能な限り確実な概観を得ることを、単に評価の規則および項目分類 評価の規則や項目分類の規則

は 問題に対するきわめて限定された見方を反映しているからである。

実際に一定数の「一般に認められた会計原則」を認める。それは、いわば会計用語の基盤を形成

されている評価の規則は、それらの原則の一部にしか対応していない。

しており、さまざまな利用者が計算書類に対して類似の解釈を行うことを可能にする。指令案において保持

者に対する情報の妨げになる危険がある。例えば、減価引当金が正に正確である(exacte)ということに確信 「可能な限り確実な」という表現は余りにも拘束的であり、企業に解釈の自由を許し、

さらに、

う表現に対応する概念──を導入する必要がある。 可能性がある。このような理由により、指令の中に「忠実な」という概念 がもてることは稀である。また、 会計書類は数字的には正確でありうるが、重要な情報を脱落させてしまう スタディ・グループは、 年次計算書類が満たさなければ ―英語の 「真実・公正な」とい

ならない根本的な要件は、 会社の財政状態と損益について忠実な概観を与えることであると考える。

第2条第2項および第3項について、 以下のような新しい条文を提案する

ź. 年次計算書類は、会社の財産状態、 財政状態および損益について忠実な概観を与えなければならな

い

3. それらは、明瞭に作成され、評価の規則および項目分類の規則に関する当該指令の特別規定を尊重し

こういう提案をふまえて、欧州議会は、同年(一九七二年)一一月に次のような見解を披瀝している。(ユ) 「原案の第2条第3項に関連して、原案もその基礎としている現在の形の年次計算書類は、現実には、

そして、そのような観点に立ち、委員会原案の第2条第3項を次のように変更するように提案している。(ヨ) の財政状態についての可能な限り確実な概観を与えるのに適していないと思われる。」

「それらは、 明瞭に作成されなければならない。そして、評価の規則と項目分類の規則の枠内で、 会社の財

を暗示させるものである。 よびフランス流) ることによって、「正規の簿記の諸原則」(フランス語の表現では「正規かつ誠実な会計の諸原則」)というドイツ流(お ここで注目されるのは、「可能な限り確実な概観」を「真実・公正な概観」に変える一方で、第2項を存続させ 産状態、財政状態および損益に関して、真実・公正な概観を与えなければならない。」 の観念が混在していることである。これは、後節で見るように、ドイツ(ないしフランス)の対応

13

る。また、第2条の構成の仕方を、1.(4) 第3項における「可能な限り確実な」という表現は余りにも曖昧で、評議会としては受入れられないとしてい を規定したあと、 翌一九七三年の二月には、ECの補助機関である経済社会評議会が見解を発表し、ドイツ法を範とする第2条 3. その目標を達成することを可能にするための根拠を明示する、ように変更すべきであると 年次計算書類の内容を明らかにし (これは従来通り)、2. その意味と目標

している。そして、「可能な限り真実・公正な概観」を与えるというように第2項を変更すると共に、「財産状態

い」としている。その結果、「委員会原案」の第2条第2項および第3項は、次のように修正されるべきであると⑸ および項目分類の規則の枠内〟にとどめるだけでなく、明瞭、正規かつ誠実な簿記にも依拠しなければならな および財政状態において、また計算書類において可能な限り真実・公正な概観が生じるためには、〝評価の規則

ればならない。 「2. 年次計算書類は、 財産状態、財政状態および損益について、可能な限り真実・公正な概観を与えなけ

提案している。

類の規則を考慮しなければならない。」 それらは明瞭かつ整然と作成され、正規の簿記の諸原則に従い、かつ指令の評価の規則および項目分

び第3項に関する次のような「修正案」を発表した。(エ゙) このような欧州議会や経済社会評議会の提案を勘案して、EC委員会は、一九七三年二月に第2条第2項およ 「2.年次計算書類は、会社の財産状態、財政状態および損益について真実・公正な概観を与えなければな

14

らない。 年次計算書類は、明瞭かつ整然と作成されなければならない。それらは、当指令の規程に従わなけれ

ここで特筆すべきことは、「可能な限り」という形容詞が消えて、「真実・公正な概観」 ばならない。」 の提示が一層重きをな

とを含む」という理由で、「正規の簿記の諸原則」が削除されてしまったことである。しかし後者については すに至ったことと、「真実・公正な概観という要求は、必然的に正規の簿記の諸原則に従わなければならないこ

「正規の簿記の諸原則」の生まれ故郷であるドイツにおいては、必ずしも当然の帰結とは考えられず、次節で見

るような対応へと進んで行くことになる。

同指令の特別規定の適用だけでは十分でないときには、この原則から、会社は追加的な情報を与える法的な義務 また前者については、 いわば最高規範的な性格がかなり明瞭になって来ているとは申せ、 まだそれは、

枠外に出ることまでは要求していない。しかるに、その五年後に提示されたEC第4号指令においては、 を負っていることが推論される」にとどまり、その追加的な情報の提供のために、積極的に法規に基づく会計の(9) 周知の

ないと判断される時には、 通り「真実・公正な概観」の提供と要請が一段と重視され、本則への準拠によっては真実・公正な概観を得られ 積極的に本則から離脱することが求められ、各国は、そういう線に沿って国内法の整

備を図ることが要請されたのである。

以下の議論において、このEC第4号指令の規定は重要な参照対象となるので、やや長くなるが、ここに第2

条の全文(訳)を載せてみたい。

第2条

- 1. 年次計算書類は、 貸借対照表、 損益計算書および付属明細書を含む。これらの書類は一体をなす。
- 2. 年次計算書類は 明瞭にかつ本指令に準拠して作成されなければならない。
- 3. 年次計算書類は、 会社の財産、財政状態および損益について真実・公正な概観を与えなければならない。
- 4. 本指令の適用が第3項で目指している真実・公正な概観を与えるのに充分でない場合には、 補足的な情

理念と制度の断層

報が与えられなければならない。

- かになる場合には、第3項の意味での真実・公正な概観が与えられるように、該当規定から離脱する必要が 5. 例外的な場合において、本指令の規定の適用が第3項で予定されている義務に反することが明ら
- 離脱体制(régime dérogatoire)を定めることができる。 ħ ある。そのよりな離脱は、財産、財政状態および損益に及ぼす影響を示して、付属明細書において言及さ かつ正式に理由が示されなければならない。 加盟国は、例外的なケースを明らかにし、それに対応する
- 加盟国は、本指令によって公表(divulgation)が要求されている情報以外の情報を年次計算書類において
- かくして、いわばイギリス的な概念の導入が強固なかたちで実現したわけであるが、このあとドイツ・フラン 公表することを許容しあるいは要求することができる。(②)
- 2 因に、EECは一九五八年に成立し、それがECとなったのは一九六七年である。

てこの拙稿を通して――、われわれが確認したい点である。

スという大陸の国がどのように対応したか、そしてそこになにが感得されるのか。その点が次節以降で

16

- 3 Wilhelm Elmendorf "Harmonisierung der einzelstaatlichen Rechnungslegungsvorschriften in der Europäischen
- Wirtschaftsgemeinschaft" Journal UEC Oktober 1967, S. 217f
- 4 Schruff Lothar; Rechnungslegung und Prüfung der AG und GmbH nach neuem Recht (4. Richtlinie), Idw-Verlag, 1978, S. II/10f
- 5 Idem. この原案は、第4号指令に関して初めて官・公報に掲載された。一九七一年一一月一○日付EC公報(Bulletin of the European Community)及び一九七二年一月二八日付官報(Official Journal of the European

Community) である

- 6 因に第1項は、「年次計算書類は、貸借対照表、損益計算書および付属明細書を含まなければならない。これらの書 類は統一体を構成する」となっているが、これは、「予備草案」第2条第1項の前段を承けたものである。
- 7 フランスのプラン・コンタブルが一般原則を持つようになったのは、EC第4号指令を承けて改正された一九八二
- 年版プラン・コンタブル以降である。
- もっとも、ドイツ語で表現された「正規の簿記の諸原則」は、フランス語版(官報)では「正規かつ誠実な会計の 諸原則」(Principes d'une comptabilité régulière et sincère)と表現されていて、フランス的用語法を採っているか

8

10 9 Commission of the European Communities "Proposal for a fourth Directive on the basis of Article 54 (3) (g) 黒田全紀著、前掲書、九三ページ。 documents" Bulletin of the European Community Vol. 4, Supplement 7/71, November 1971, p. 28 for coordination of the safeguards required from companies in the member states and third parties, as regards ら、その限りでは異論が出ないのは当然のことかもしれない。 presentation and content of the annual accounts and report of valuation, and publication of these

17

12 Groupe d'Etudes Experts Comptables de la C. E. E. Parlement Européen (Résolution portant sur l'avis du Parlement européen sur la proposition de la Commission るために、「真実・公正な概観」は「忠実な概観」となっている。 directive(以下省略)》Journal UEC, Supplément au Journal UEC 3/72, 1972, p.3. なお、原典がフランス語であ «Remarques relatives à la proposition d'une

11

12. 1972, No C129, p. 30. des Communautés européenes au Conseil (以下省略)》 Journal Officiel des Communautés Européennes, 11.

理念と制度の断層

- 13 変更が加えられなかった第1項および第2項を確認のために示してみれば次の通りである。(注(6)および本文一〇
- ページから再掲。)

年次計算書類は、貸借対照表、

損益計算書および付属明細書を含まなければならない。これらの書類は統

体

を構成する。

- 2. 年次計算書類は正規の簿記の諸原則に従わなければならない。
- (4) Schruff Lothar; a. a. O., S. III/30f.
- (15) Ibid.

16

Ibid.

- (17) Schruff Lothar; a. a. O., S. II/10f.
- (18) Ibid.
- (19) Ibid
- 20 入手していない。 「委員会修正案」からこの最終「指令」に至る五年間の経緯については、残念ながらここで詳細に検討する材料を
- 21 これは仏文からの訳ではあるが、《Image fidèle》は「真実・公正な概観」としておいた。

 \equiv

襲するかたちで進められた。しかるに、一九七三年にイギリスがECに加盟することが決ったことを契機にし 叙上のように、EC第4号指令の形成は、当初は、ドイツの一九六五年株式法第19条の規定をほぼそのまま踏

て、ECの統一会計制度の基本理念とも言うべきものが、大きくイギリス的なものへと傾くことになった。そし 国内法規を遵守していては最早その理念が全らされない場合には、法規から離脱する方向で国内

法を調整することが求められた。

ない。 それを受けたドイツの対応は、極端に言えば、EC第4号指令を無視したものとなっている、と言わざるをえ

ドイツにおける会計規制は、従来商法および株式法を中核とし、それに有限会社法や合資会社法などの企業形

べての商人を対象とする計算規定だけでなく、資本会社にだけ適用される計算および監査の規定も商法典第3編 共通する会計規則は商法に組入れられることになり、「一九八五年一二月一九日付貸借対照表指令法により、す 態別の法律を通して行われていた。しかし、EC第4号指令の国内法化に関する商法改正に際して、それぞれに

いて、事実関係に一致した映像(ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild)を与えなければならな(3) 「資本会社の年次計算書類は、正規の簿記の諸原則を遵守して、会社の財産状態、財政状態および損益につ 言えば、一九八五年商法第四条第2項によって、次のような対応を図った。

(33条ないし33条) に収容されることになった。その結果、「真実・公正な概観」 の追求についてはどうなったかと(32)

19

い。特別な状況において、年次計算書類が前文の意味における事実関係に一致した映像を与えることができ 付属明細書において追加的な記載が行なわれなければならない。」

この規定には、二つの大きな特徴が存在する。ひとつは、第4号指令の成立過程で結局消えることになった

「正規の簿記の諸原則を遵守して」という文言が、いわば復活することになったことである。それは第一に、「真 理念と制度の断層

ことになったと考えられ、第二に、(むしろこの方がより強い動機かもしれない)「正規の簿記の諸原則」の尊重とい 実・公正な概観」の追求が、 目的規範であるとの認識に立って、手段として、従来からのドイツの理念を生かす

らのは、いわばドイツ会計の根本理念──あるいは少なくとも大きな支柱──であって、この根本概念を消し去 れるので、後にフランスの場合を考えることを通して、改めて検討してみたいと思う。 ることへの抵抗があったのであろう。しかしいずれにしても、この点は、フランスにおいても同様の対応が見ら この一九八五年商法の規定の二つ目の特徴は、後に見るフランスの規定(本稿二三ページ参照)と対比させると

事会の解説書(Protokollerklärung)にあるのかもしれない。その中では、第2条第4項について、次のように述べ(タム) 段と明らかになることであるが、ドイツは結局EC第4号指令第2条第5項の「離脱規定」を盛り込まなかっ このようなドイツの対応の直接の動機となったものは、 **「理事会および委員会は、望まれる真実・公正な概観に合致するには、通常の場合、** あるいは、EC第4号指令に関して公表されたEC理

20

十分であると認める。」

指令を適用することで

険的措置をとれば充分であると考えられなくはない。しかしながら、この解説はあくまでも第2条第4項につい これを表面的に見れば、指令の遵守――したがって指令に規定された会計手続きを国内法化した個別規定の遵守 によって、真実・公正な概観は得られるし、「特別な状況において」は、付属明細書を用いることによって保

てなされたものであって、「例外的な場合」を前提にした第5号のいわゆる「離脱規定」についてのものではない

から、この解説を「特別な状況」に適応することはもともと無理なことであると言われなければならない。 それ

の強いこだわりであり、 にもかかわらずドイツではなぜ上のような対応を図ったのであろうか。 大胆に推量してみれば、それは結局のところ、ひとつは、会計が追求する真実性が相対的なものであることへ もうひとつは、フランス以上に、社会秩序維持に対する法規への強い執着にあると言え

ども、先の一九五六年株式法第49条にあった「可能な限り」という形容詞の存在は、会計に対するドイツ国内の 致した想いを如実に反映したものであったはずである。そして、それはあくまでも会計に関する個々の規定を EC第4号指令を受けて会計制度を規制する柱となった一九八五年商法第34条第2項では消えてしまったけれ

るのではなかろうか。

「真実・公正な概観」を追求するということは、とても無理なことだったのである。(第) 離脱規定」を商法に盛り込まなかった理由は、「ドイツ法の一般原則によると、法的な規定の運用は、

によって法的な規定に与えられた意味と目的が果たされるように、その都度行なわれなければならないからであ

る」と述べられている。すなわち、ドイッにおいては、立法の趣旨や目的が優先され、(四)

万一条文にそぐわないよ

離脱規定は必要が無いことになる。また、ドイツにおいては、特別規定は一般規定に優先するため、一般規定と(33) したときにのみ一般規定が適用されることになる。したがって、特別規定が存在しない場合に、優先度が低い一(3) 特別規定が存在する場合には、常に特別規定が適用され、特別規定が存在しない時およびその解釈に問題が発生 **うに思える判決が下る場合でも、それは立法の趣旨および目的に照して正当な解釈とされることからして、結局**

理念と制度の断層

尊重してこそ果されるべきであるとする、ドイツの長い伝統に裏打ちされた結果、会計法規から離脱してまで

盾したことになりかねない。そういう法律的な事情が、「離脱規定」を設けなかった大きな背景になっていること 般規定を斟酌することになるが、そこにおいて特別規定を無視した行動をとることを勧めることは、

は否定できないように思える。

おむね好意的に受け止められている。 もちろん、このような対応に対しては、ドイツ国内においても若干の異論が提示されてはいるが、(38) 国内ではお

積極的な取組みが見られた点があることも見逃せない。すなわち、かつての「真実・正確な概観」(True and

このように「離脱規定」の点で「真実・公正な概観」の追求においてやや徹底さを欠くことになったけれど

correct view)という言葉のもとに通念として形成されていた、秘密積立金をむしろ多とする観念――つまり過度 ――を排除するということで生まれた「真実・公正な概観」のもつ意味合いは、ドイッにおいても若――を排除するということで生まれた「真実・公正な概観」のもつ意味合いは、ドイッにおいても若

22

干生かされたように思う。フランスと同様、もともと保守主義の考え方が強いドイツにあっては、かつてのイギ

リスとほぼ同じような状況にあった。しかし、EC第4号指令の国内法化によって、株式会社については、

積立金の創設や保有は禁止されることになったのである。 (33) そしてまた、フランス同様、付属明細書に注目することになったことも、「真実・公正な概観」の導入の結果と

して特筆される。ただし、付属明細書への記載は、「特別な状況において」真実・公正な概観が得られない時に役

概観」が得られるものと解釈されているように見える。(3) 立てるべきものであって、どのような場合でも、この付属明細書に記載することによって、逆に「真実・公正な

ところで他方のフランスの対応はどうであったろうか。

フランスの会計制度は、実質的にはプラン・コンタブルによって支えられているが、EC第4号指令を承けた 当然のことながら商法や商事会社法にも及んでいる。本稿の主題との関係で言えば、それは、

九八三年四月三〇日付法律によって修正された商法の第9条の後半の部分に凝縮されている。そこでまずその

条文を示してみたい。

「年次計算書類は、正規かつ誠実で (réguliers, sincères) なければならず、企業の財産、 財政状態および損益に

ついて真実・公正な概観を与えなければならない。

会計規定の適用が、本条で言及された真実・公正な概観を与えるために充分でない時には、付属明細書に

おいて、 補足的な情報が提供されなければならない。

脱は、 計規定の適用が不適切であることが明らかになる場合には、 企業の財産、財政状態および損益への影響を示して、付属明細書において言及し、正式に理由が明ら 例外的な場合において、財産、財政状態および損益について真実・公正な概観を与えるために、会 会計規定から離脱しなければならない。

その離

23

見してわかるように、これは、「正規かつ誠実」という文言を付加した以外は、EC第4号指令の規定をほぼ

かにされなければならない。」

そのまま承けている。先のドイツの対応と比べてみると、ある面では同一歩調をとり、他の面では全く異った対

応をしている。 まず第一に、ドイツが「正規の簿記の諸原則」をそのまま生かしたことに呼応するかの如く、 フ

ランスもまた従来からの会計理念を生かして「正規かつ誠実」という文言を「真実・公正な概観」より前に置い

ている。その点では、ドイツとフランスは同一歩調をとっていると言える。そして『離脱規定』に関しては、ド

フランスの対応は極めて積極的である

まず前者の点について考えてみよう。

プラン・コンタブルでは次のように表現されていて、比較的明瞭にその辺の事情が判断できる。プラン・コンタ この商法の規定では、「真実・公正な概観」と「正規かつ誠実」という概念との関係が余りはっきりしないが、

ブルの「一般原則」の規定では次のようになっている。

「会計は、企業の状況および活動に関する真実・公正な概観を表わす報告書を提示するため、慎重性の規則

を尊重して正規性および誠実性の要請(Obligations de régularité et de sincérité)を満たさなければならない。」

ドイツで「正規の簿記の諸原則を遵守して"真実・公正な概観』を与えなければならない」と言っているのと

フランスでは、「真実・公正な概観」の追求を目的原則とし、その目的を達成するために手段とし

24

当初フランスでは、「真実・公正な概観」という観念は、極めて積極的かつダイナミックな面を持っていると受

て、正規性と誠実性の原則が配置されることになったと考えることができる。

われ(フランス人)の思考体系とは全く別の思考体系」に属するものであって、「指令」に基づいた財務諸表のより(ヨ) 止められた。その結果、一部において「"真実・公正な概観" という観念は、……正規性と誠実性に依拠するわれ

規性」や「誠実性」という概念 良き開示と国内的なプラン・コンタブルの尊重との間に矛盾が生じることが懸念されたのである。 ―特に後者の誠実性 -と「真実・公正な概観」との関係を考えてみると、次

しかるに「正

のようなことが明らかになって来る。 プラン・コンタブルの定義によれば、誠実性とは「会計責任者が企業の活動、 事象および状況の実在性と重要

- ① 特定の問題を処理するために定められた規則が存在しない場合
- ② 適用可能ないくつかの規則が存在する場合
- 3 これを手がかりにして、われわれは現在次のような理解に達している。すなわち、(似) 例外的なケースではあるが、規則は存在するもののそれを厳密に適用することが却って誤りである場合
- することにつながる。 (41) 認識に基づいて、良識をもって適用すべき規則ないし手続きを選択することがそのまま真実・公正な概観を提示 第一に、適用可能な規則ないし手続きがいくつか存在する場合には、会計人として通常持たなければならない

誠実に ートの安定期にそれを前提に作られた規則ないし手続きは、貨幣価値ないし為替レートが大幅に変動する時に 第二に、選択の余地のない規則ないし手続きが存在するという場合であっても、 適用しても、 必ずしも真実・公正な概観を導かないことがありうる。たとえば貨幣価値ないし為替 それを尊重して-すなわち

理念と制度の断層

- 25 -

状況になればそれに応じた新たな手続きが制定されるのが普通であり、それを待って対応することになるのでは なかろうか。 かと言えば、 大きな問題をもたらすことは周知のことである。この場合に果して自らの判断で自由に会計手続きを用いられる 利益操作の排除とのかね合いで、そう簡単には行かないのではなかろうか。それよりは、そういう

誠実に適用する」ということははじめから無理である。しかしこの場合も、企業の判断で独自に処理をすること よりも、適用可能な現行の規則や手続きを援用することになるのではなかろうか。 第三に、ある特殊問題に関して、明記された規則や手続きが存在しない場合には、「現行の規則および手続きを

には大差がなく、せいぜい、付属明細書による補足的情報の開示が、これまで以上に強く要求されることになる」 律尊重主義の正規性と誠実性という観点と、融通性をもった〝真実・公正な概観〟という観念との間には基本的 を誠実に適用することに帰着することになる。かくして、フランスにおいては、大勢としては、従来からの「法 かくして現実的に考えてみれば、「真実・公正な概観」は、基本的には、一般に認められた会計の規則や手続き

26

は も貫くことになるのではないであろうか。(髻) 他方の「離脱規定」についてはどう考えるべきであろうか。もし叙上のような理解が正しいとすれば、 「離脱規定」を設けたフランスも、それを設けなかったドイツも、従来と同様に、会計規定の遵守をあくまで

にすぎない、という考え方に収斂していったのである。

- ――これが現在のわれわれの率直な想いである。
- 22 中川美佐子著『EC5カ国の会計および監査制度』平成三年・千倉書房、七二ページ。

24 Cf. Shruff Lothar, a. a. O., S. II/12.

これは「真実・公正な概観」に相当するドイツ語による表現と考えられている(黒田全紀著、前掲書、一〇五ペー

23

25

この点について中川教授も次のように述べている。「ドイツが画一的な法規制によって相対的な真実性を達成しよう としてきたのに対し、イギリスにおいては、「真実・公正な概観」(true and fair view)原則により、会計規定への

遵守が必ずしも真実性を保証するものではないと考えられてきた。このような「真実かつ公正な概観」原則をドイ

ツがそのままのかたちで継受することは、しょせん、困難であったといわなければならない。」(中川美佐子著、前

27 Deutscher Bundestag Drucksache, 10/317, S. 77 掲書、一〇八ページ。)

28

30

gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht, 150 Jg. 1986, S.541. および黒田全紀著、前掲書、二五四ページ。

Cf. Joachim Schulze-Osterloh "Rechnungslegung nach dem Bilanzrichtlinien-Gesetz" Zeitschrift für das

27

29 Klaus von Wyscocki "Meinungsspiegel" Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis, Januar 1987, S. 74.

图光光: Edzard Reuter "Meinungsspiegel" Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis, Januard 1987, S. 73.

- und R. J. Niehus "'True and Fair View'—in Zukunft nach ein Bestandteil der deutchen Rechnungslegung?" *Der Betrieb*, 2 Februar 1979, S. 225
- 31 たとえば、J.シュルツ=オスターローは「第4号指令の第2条第5項を国内法化しなかったことは、全く理にか なっている」(Jaachim Schulze-Osterloh, a. a. O., S. 542.) と断じているほどである。
- 32 根岸 宏君の修士論文「『真実・公正な概観』概念の検討――ECの会計調和化における根本概念をめぐって――」

- 指導を通して多くのヒントを得たものであることを付記しておきたい。 (平成四年度に成城大学に提出)は、この間のいきさつを詳細に分析した労作である。本稿も、同君の論文作成の
- 33 ただし、「非資本会社の場合には自由裁量で、商事貸借対照表上、秘密積立金を設定することも可能」であって、依
- 然として、一部に過度の保守主義が残っている。(中川美佐子著、前掲書、九○ページ参照。)
- 34 Cf. Adolf G. Coenenberg "Meinungsspiegel" Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis, Januar 1987, S. 71
- und Karl-Heinz Foster, a. a. O. S. 72
- 35 Conseil National de la Comptabilité; Plan Comptable Général, Edition 1982, pp. 5~6.
- 36 Robert Pirolli "La révision du plan comptable général" Revue Française de Comptabilité, Mai-Juin 1978
- 37 Conseil National de la Comptabilité; Op. cit., p. 5.

28

38

- 39 Jean Raffegeau et al; Plan Comptable Révisé, 1980 Francis Lefebvre, pp. 67~68
- <u>40</u> この点についてわれわれは一度自らの考え方を示したことがある(拙著『フランス会計制度論』昭和六三年・千倉 書房、二二ページ)が、当時と現在では若干考え方が違っている。
- 41 ソ祭s (Cf. Mémento Pratique Francis Lefebvre—Comptable 1991, 1990 Editions Francis Lefebvre, p. 104)" 義されるとすると、自ら一致点が見出されることになる。 もし真実・公正な概観が、「会社自らが知っていることに一致した状況の展望」(前掲拙著、一七ページ参照)と定 「誠実な」(sincère) には、もともと「知っていることを誠意をもって(avec vérité)表明する」という意味が含まれ
- $\widehat{42}$ Jean Raffegeau et al.; Op. cit., p. 63

43 自由に選択できることになる」(Dang Pham"A True and Fair View:A French Perspective" in S. J. Gray 逆に、論理的に言えば、離脱規定を設けたフランスでは、「付属明細書にその説明をする限り、会社は、会計方法を Coenenberg ed; EEC Accounting Harmonisation: Implementation and Impact of the Fourth

Directive, 1984 North-Holland, p. 117.) とる言える。

깯

犯してまで(この点は後段参照)離脱規定をあえて設けなかったドイツの場合はもとよりのこと、それを設けたフ れることができなかった。しかし、以上の分析によって、「真実・公正な概観」という理念の導入に関して、具体 関する分析としては、まだ充分ではない。特に保守主義と真実・公正な概観との関係などについて、ほとんど触 ランスの場合も、 的にどういう点に最大の問題があるのかについては、およそ理解しえたように思う。そして、ローマ条約違反を 正直のところ「真実・公正な概観」のEC統一会計制度への導入と、それに対するドイツ・フランスの対応に 結局は、 他国の"精神文化"をほとんど受入れないまま進んで行くのではないか、と推量され

29

ころか、仏作りもしていなかったということになりかねない、という危惧を一層深めたことは確かである。 その結果、各国の"文化』の違いを越えて会計制度を国際的に統一することが、実際には仏作って魂入れずど

る状況を呈していることを理解した

条約上の義務不履行の確認を求める訴訟を提起できることになっている。現に、第2号指令の国内法化を怠った 指令」に対応した国内法化に関しては、ローマ条約10条に基づいて、EC委員会は、欧州裁判所に対して、

とがある。しかし第4号指令に関しては、ドイツもフランスも、なんら提訴されてはいない。国内法化の期限 (一(4) イタリア・ベルギー・ルクセンブルグおよびアイルランドが訴えられ、EC裁判所が義務違反の判決を下したこ

定」の欠如は義務違反であることが明らかである。この点について未だに提訴がなされていないということは、 期限オーバーのようないわば物理的な面と異った〝精神文化〟面での提訴の困難さを物語るものではなかろう 九八〇年八月一日)を過ぎたことについては、当時の両国の努力が認められたためであろうが、ドイツの「離脱規

まことに「法令によって社会を変えることはできない」ということを強く感じさせる状況である。(45)

それにもかかわらず、会計制度の国際的統一化ということは、今や避けて通れない局面を迎えている。 しから

に取組む必要性を自覚している。 ば「理念」と「制度的統一」の問題はいかように考えるべきであろうか。われわれは、もう一度改めてこの問題

30

- 45 Cf. Dang Pham; Op. cit., p. 119 森本 滋著『EC会社法の形成と展開』昭和五九年・商事法務研究会、 四一ページ参照。
- (本稿は、成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。)